

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………
 ……（環境局環境改善部化学物質対策課）…
 ……

公告

○東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催……………
 ……（環境局総務部環境政策課）…
 ……

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
 ……（産業労働局商工部地域産業振興課）…
 ……

告示

東京都告示第六百四十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年五月八日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区羽田地区町地内）

（「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

東京都告示第六百四十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年五月八日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江戸川区松江一丁目地内）

（「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、水銀及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

公告

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第五十六条第一項の規定に基づき、東京都計画道路都市高速道路第一号線（新京橋連絡路）建設事業に係る環境影響評価書案及び見解書の内容について都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意見を聴く会を開催する。

令和五年五月八日

東京都知事 小池百合子

一日時

令和五年六月十六日（金曜日）午後二時開始

二 場所

京橋プラザ区民館 多目的ホール

中央区銀座一丁目二十五番三号

三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、次のことを記載した公述申出書を令和五年五月二十二日（月曜日）までに公述申出先へ持参、郵送又は東京電子自治体共同運営サービスにより提供される電子申請サービス（以下「電子申請サービス」という。）により提出すること。

（一）氏名（振り仮名を付すこと。）及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名（振り仮名を付すこと。）、住所及び役職名）並

<p>びに連絡先(自宅又は勤務先等)の電話番号</p> <p>(二) 対象事業の名称</p> <p>(三) 公述しようとする意見の要旨(八百字以内)</p> <p>四 公述申出先</p> <p>(一) 持参又は郵送</p> <p>東京都環境局総務部環境政策課環境アクセスメント担当</p> <p>郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階</p> <p>(二) 電子申請サービス</p> <p>入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。 ホームページアドレス https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/index.html</p> <p>五 公述人の選定</p> <p>(一) 公述人の数は、二十五人程度とする。</p> <p>(二) 公述しようとする者が多数あった場合には、抽せんにより公述人を選定する。</p> <p>(三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。</p> <p>六 公述の範囲及び公述時間</p> <p>(一) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。</p> <p>(二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。</p> <p>七 傍聴の方法</p> <p>傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。</p> <p>なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午後一</p>	<p>時三十分から会場入口において先着順に交付する。</p> <p>八 注意事項</p> <p>公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催しない。</p> <p>九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先</p> <p>東京都環境局総務部環境政策課環境アクセスメント担当 電話番号〇三(五三八八)三四三九(直通)</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年五月八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。</p> <p>令和五年五月八日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 店舗名 竹の塚第三団地第1号棟</p> <p>二 店舗所在地 足立区竹の塚六丁目七番一〇一 一 号</p> <p>三 設置者名 独立行政法人都市再生機構</p>	<p>四 設置者住所 神奈川県横浜市中区本町六丁目五十番地一</p> <p>五 変更前の店舗名 竹の塚第3団地1号棟</p> <p>六 変更後の店舗名 竹の塚第三団地第1号棟</p> <p>七 変更前の設置者の代表者名 上西 郁夫</p> <p>八 変更後の設置者の代表者名 倉上 卓也</p> <p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 イオンマーケット株式会社</p> <p>十 変更前の小売業者の代表者名 豊田 靖彦</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 乾 哲也</p> <p>十二 変更日 令和五年三月二十九日ほか</p> <p>十三 届出日 令和五年三月二十九日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十五 縦覧期間 令和五年五月八日から同年九月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>一 店舗名 (仮称) ケーズデンキ足立竹ノ塚店</p> <p>二 店舗所在地 足立区伊興本町二丁目二十六番地十ほか</p> <p>三 設置者名 株式会社ケーズホールディングス</p>
--	---	---

四	設置者住所	茨城県水戸市城南二丁目七番五号
五	変更前の設置者住所	茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号
六	変更後の設置者住所	茨城県水戸市城南二丁目七番五号
七	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社ケーズホールディングス
八	変更前の小売業者の住所	茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号(株式会社ケーズホールディングス)
九	変更後の小売業者の住所	茨城県水戸市城南二丁目七番五号(株式会社ケーズホールディングス)
十	変更日	令和四年八月一日
十一	届出日	令和五年三月二十九日
十二	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十三	縦覧期間	令和五年五月八日から同年九月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十四	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	ケーズデンキ足立一ツ家店
二	店舗所在地	足立区一ツ家三丁目八番十八号
三	設置者名	株式会社ケーズホールディングス
四	設置者住所	茨城県水戸市城南二丁目七番五号
五	変更前の設置者住所	茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号
六	変更後の設置者住所	茨城県水戸市城南二丁目七番五号
七	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社ケーズホールディングス
八	変更前の小売業者の住所	茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号
九	変更後の小売業者の住所	茨城県水戸市城南二丁目七番五号
十	変更日	令和四年八月一日
十一	届出日	令和五年三月二十九日
十二	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十三	縦覧期間	令和五年五月八日から同年九月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十四	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	西友菓鴨店
二	店舗所在地	豊島区菓鴨二丁目六番一号
三	設置者名	日本醸造工業株式会社
四	設置者住所	文京区小石川三丁目十八番九号
五	変更前の小売業者の氏名又は名称	合同会社西友
六	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社西友
七	変更日	令和四年一月六日
八	届出日	令和五年三月三十一日
九	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十	縦覧期間	令和五年五月八日から同年九月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十一	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	相互池袋ビル
二	店舗所在地	豊島区東池袋四丁目二十七番十号
三	設置者名	株式会社東京木材相互市場
四	設置者住所	練馬区北町六丁目三十二番三十六号
五	変更前の小売業者の氏名又は名称	合同会社西友
六	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社西友
七	変更日	令和四年一月六日
八	届出日	令和五年三月三十一日
九	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十	縦覧期間	令和五年五月八日から同年九月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十一	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿三丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001

